

子の氏の変更許可の申立てについて

概要

子の氏（名字）が、父又は母の氏と異なる場合に、その子は、家庭裁判所の許可を得たときには、氏を父又は母の氏に変更することができます。

例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏に変更したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

申立人

子（子が15歳未満のときはその法定代理人が子を代理します。）

※子が15歳未満で、共同親権の場合の注意点

共同親権の場合は、原則として、父母が共同（連名）で申し立てる必要があります。

子の氏の変更について父母間の協議が調わないときには、親権行使者の指定の手続をすることが考えられます。裁判手続（調停・審判・人事訴訟）で親権行使者の指定がされている場合は、指定された父母の一方が単独で申し立てることができます。

申立てに当たって必要なもの

○申立書（子が15歳未満で共同親権の場合書式が異なります。

記載例は裏面にあります。）

○収入印紙：子1人につき800円分

○郵便切手：申立書1枚につき110円切手1枚

○添付書類（同じ書類は1通で足ります。いずれもコピー可）

- ・申立人（子）の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・父母の戸籍謄本（全部事項証明書、離婚の場合は離婚の記載のあるもの）
- ・共同親権かつ親権行使者の指定がされている場合、子の氏の変更許可手続についての親権行使者の指定がされた調停調書正本（謄本）等

※必要に応じて、上記以外にも追加書類の提出をお願いすることがあります

※ご提出いただいたものはお返しすることができません。

申立書等の提出先について

子の住所地の家庭裁判所（複数の子が申し立てる場合は、そのうちの1人の子の住所地の家庭裁判所に申し立てることができます。）

お問い合わせ先

仙台家庭裁判所受付センター

〒980-8637

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

☎022-745-6230

☆申立人(子)が15歳未満 かつ 単独親権 または 共同親権で親権行使者指定 の場合

受付印

子の氏の変更許可申立書

(この欄に申立人1人について収入印紙800円分を貼ってください。)

収入印紙 円

千円単位 円

申立書を提出する裁判所
(子の住所地の家庭裁判所)

仙台 家庭裁判所

申立人

15歳未満の場合
は法定代理人
の記名押印

甲野 花子

印

法定代理人の署名です。
お子さんの名前ではあり
ません。

認印で構いません。

作成年月日

令和 年 月 日

本籍はそれぞれの戸籍に記載されている本籍地を一字一句そのまま記載してください。
「○丁目○番」とあるのを「〇ー〇」や、「○丁目○」と省略しないでください。

本籍

宮城県△△市◇◇町●ー○ ◆◆アパート〇〇号室

住所

宮城県△△市◇◇町●ー○ ◆◆アパート〇〇号室

フリガナ

オツノ タロウ
乙野 太郎

本籍

※ 上記申立人と同じ

住所

※ 上記申立人と同じ

フリガナ

オツノ ジロウ
乙野 次郎

申立人(子)

単独親権の場合は「親権者母」又は「親権者父」にチェックをしてください。
共同親権で親権行使者の指定を受けている場合は、「親権行使者」にもチェックをしてください。

氏名

令和 (歳)

資格

✓親権者母 ()親権行使者 ()親権者父 ()親権行使者 ()後見人 ()を記入してください。

本籍

△△ 都道府県 ▽△市●●町○丁目○番

住所

〒 上記申立人の住所と同じ

フリガナ

コウノ ハナコ
甲野 花子

法定代理人

フリガナ

コウノ ハナコ
甲野 花子

申立ての趣旨

※

申立人の氏 (乙野) を 1 母 2 父 の氏 (甲野) に変更することの許可を求める。

3 父母

申立ての理由

父・母と氏を異にする理由

※

1 父母の離婚 2 父・母の婚姻 3 父・母の養子縁組 4 父・母の養子離縁

5 父の認知 6 父(母)死亡後、母(父)の復氏 7 その他 ()

申立ての動機

※

1 母との同居生活上の支障 2 父との同居生活上の支障 3 入園・入学 4 就 職

5 結 婚 6 その他 ()

それぞれ、該当するものに○を付けてください。
「その他」の場合は括弧内に簡潔に記入してください。

最後に青文字の記載、押印、チェック、○が全て埋まっているかを必ず確認してください。
漏れがあると手続にお時間をいただく場合があります。